

皇室典範案帝國議會へ提出の件外二件第一回
審査委員会

(皇室典範案)

昭和二十一年十一月十三日(水曜日)樞密
院事務所において開会

出席者

清水議長

審査委員長

潮副議長

審査委員

樞密院

林(賴)顧問官

竹越顧問官

伊沢顧問官

関屋顧問官

松平顧問官

西野顧問官

林(毅)顧問官

柳田顧問官

國務大臣

吉田内閣総理大臣

金森國勢大臣

説明員

入江法制局長官

佐藤法制局次長

井手法制局事務官

渡邊法制局事務官

桐山法制局事務官

野田大藏事務官

加藤大藏事務官

加藤宮内次官

樞密院

高尾宮内省出仕

諸橋書記官長

高辻事務官

鈴木事務官

(午前十時四十分開会)

潮委員長開会を宣し、皇室典範案、皇室経済法案
及び元号法案の三件を一括議題に供す。

吉田内閣総理大臣より右三件につき提案理由

の説明あり、終つて右三件の総括審議に入る。竹越委員より、英國の例によれば、嘗てキング、エドワード時代の皇室經濟會議の構成員は、王室側を除いては、僅にカンタベリー大僧正及びボールドウィン首相に過ぎなかつたが、日本の場合において、特に兩院の副議長をも議員に加えんとする理由は何かと質し、吉田内閣総理大臣より、民主主義を基調とする新憲法の建前に則り、特に立法府の意見を尊重せんとする趣旨である旨答弁があつた。

樞密院

伊沢委員より、元老或いは皇室のプライヴェー
ト、セクレタリーの如きものを設ける考へがあ
るかを問い、吉田内閣総理大臣より、將來必要と
なるまで、現状を踏襲する心構である旨答弁が
あつた。

閑屋委員より、臣籍に降下される皇族の數並びにその時期、降下の基本根據規程及び降下された皇族に對する待遇の諸點を質し、吉田内閣總理大臣及び加藤宮内次官より、降下される皇族は三直宮を除く十一宮家全部と予想される。と

の時期はこの皇室典範案及び皇室経済法案が議会を通過後新憲法の実施前までの間が適当と考えられ、従つて現行典範の規定によつて行はれる待遇については今日申し述べる時期に至つていない旨の答弁があつた。

松平委員より、皇室會議及び皇室經濟會議の議事事項は専ら行政的のものと考えられるから、両院の副議長をも議員に加えるのは不適當ではないかと質し、吉田内閣総理大臣より、立法部尊重の建前と、皇室經濟の細部に亘つて國會の論議の対象たらしめることが不穩當と考へたので、本件兩案の如く立案された旨答弁があつた。

樞密院

以上で総括質疑を打切り、次に潮委員長、皇室典範案を議題に供す。

第一章 皇位繼承について

林(賴)委員より、(一)新憲法の実施により現行皇室典範は無効となるか、(二)第一條の規定は皇位繼承者を男系の男子に限定しているが、これは新憲法の男女平等の精神に違反しないか、女帝を

認めない理由如何との問に対し、金森國勢大臣より、(一)新憲法によれば、皇室典範は憲法に属するものとなるから、実質的には現行典範中國の掟に属する部分は無効となり、皇室の御一家に属する部分はそのまゝ有効と考えられるが、措置としては新憲法施行に際し、一應現行典範を廃止することとなるであらう。(二)皇位の継承に關する限り、我が國の歴史的傳統は男系を尊重している。女帝は過去の史実としてあつたが、実質的には攝政と似たものであつた。又女帝について、は、御身邊に面倒が起り易くもあり、現段階としては、未だ女帝を認める域に至つていないと考える旨の答弁があつた。

第二章 皇族について

林(賴)委員より、(一)皇族の身分に關する基礎法は、なにか、民法、訴訟法等との關係いかん、(二)第十五條は當然の規定で不用ではないか、(三)第十二條の場合離婚者はどうなるかの諸点を問ひ、(一)については入江法制局長官より、皇族にも民法等の適用ありと考える、但し皇位継承者及び攝政

となる皇族は憲法上特別な地位に鑑み別に定められることとなるであろう旨、(二)及び(三)について、金森國務大臣より、第十五條は皇族と皇族以外の者との関係を律する根本規定であるから、特に明記した、第十二條の場合の離婚した皇族女子に対しては、第十五條の規定が適用される旨答弁があつた。伊沢委員より、現実の問題は、必ずしも第六條の規定通りでないと思われ、るかどうかと質し、金森國務大臣より、第六條の意味は現にある事實はこれを尊重するが、今後

樞密院

は皇族についても、社会通念に従つて、人間世界の道德を遵守すべきことを表明したものである旨答弁があつた。松平委員より、第十一條中自己の意思と皇室會議の議との関係を問ひ、佐藤法制局次長より、兩者共に必要要件であるが前者が主要件である旨答弁があつた。西野委員より、第十四條第四項の意味を問ひ、佐藤法制局次長より、実家が臣下に降つてゐる場合、夫を失つた皇族女子が実家に復籍し得る途を拓いた規定である旨答弁があつた。

第三章 攝政について

林(賴)委員より第十六條について、現行典範に「久キニ互ハノ故障とあるのを精神若しくは身体
の重患又は重大な事故とした理由、攝政就任資
格者に皇太后その他配偶者ある皇族女子を加え
た理由を問ひ、金森國勢大臣及び入江法制局長
官より、前者は解狀上の疑ひを避けるためであ
り、後者は配偶者ありとの理由で欠格者とする
ことが適当でないと考えたことに由る旨答弁
があつた。潮委員長より、第十六條の「重大な事故

樞密院

の具体例は何か、又「重大な事故」に名を藉りて、実
質上天皇の退位を実現するが如き惡用の恐れ
はないかを訊し、金森國勢大臣より、天皇の行衛
不明、監禁の如き場合が想定せられる、なお、本條
の惡用は、行爲を親らすることができないとき
との客觀的標準があるから、全く杞憂と信ずる
旨答弁があつた。

第四章 成年敬称、即位の礼、大喪の礼、皇統譜及び陸墓について

林(賴)委員より、第二十二條に「一の成年は十八年
とする」とあるのは、満であるか、数え年であるか

を問ひ、入江法制局長官より、明治三十五年法律第五十号年令計算ニ関スル法律によつて、特に示さなくても、満の計算と定められている旨答弁があつた。

第五章 皇室會議について

林頼委員より、國會兩院の副議長をも議員に加えては、行政部と司法部の権衡を失するのではないか、會議の議長には天皇が自ら當られるものとする方が相應しいのではないかと及び會議の予備議員の補充規定のない理由いかんの諸

樞密院

点を問ひ、金森國務大臣より、第一の点については民主政治の建前から國會代表者を増すことが適當と理由によるものであり、第二は新典範は國事に関する規定であり、國事に関する天皇の権能は新憲法に列記してあるから、皇室會議の議長を天皇親ら行われたい建前としたものであり、予備議員の補充は予定していないためである旨答弁があつた。伊沢委員より、宮内府の構想について問ひ、金森國務大臣より、現在の宮内省は天皇を長とする官廳であり、皇室の公

私両面を取扱つてゐるが、宮内府は宮内省とは根本的に異なるものであり、皇室の公的面に關する事務だけを掌り、又一般的の行政官廳とは獨立した、事務的の官廳となる予定である旨答弁があつた。ほかに、竹越松平の各委員よりも、兩院の副議長を議員に加えることは不適當と思ふ旨の意見表明があつた。

以上で皇室典範案に關する審議を終了したので、潮委員長本日はこれまでとして閉會を宣す。

(午後三時十五分閉會)

樞 密 院

皇室典範案帝國議會へ提出の件外二件第二回
審査委員会

昭和二十一年十一月十四日(木曜日)枢密
院事務所において開会

出席者

清水議長

審査委員長

潮副議長

審査委員

枢密院

林(頼)顧問官

竹越顧問官

伊沢顧問官

関屋顧問官

松平顧問官

西野顧問官

林(毅)顧問官

柳田顧問官

國務大臣

金森國務大臣

説明員

入江法制局長官

佐藤法制局次長

井手法制局事務官

渡邊法制局事務官

桐山法制局事務官

野田大藏事務官

加藤大藏事務官

加藤宮内次官

高尾宮内省出仕

樞密院

諸橋書記官長

高辻事務官

鈴木事務官

潮委員長開会を宣し、皇室経済法案を議題に供す。

林(賴)委員より、(一)皇室の私用財産の取扱いかん、
(二)第二條が憲法違反の疑はないかの二点につ
いて問い、金森國務大臣より、(一)皇室の私用財産

に對しては、原則として一般人と同様民法の規定が適用される。但し、天皇については、その象徴たる特別の地位に在られる關係上、例外的に若干の特例が設けられる筈であり、これについては目下研究中である。(二)新憲法が委任を認めるかどうかについては、論議があつたが政府としては、學問的一般原則により、委任は認められると考へている。新憲法第八條は皇室財産の移轉は國會の議決に基くことを要件としてゐるが、議決に基くとは國會の包括的な議決を含むも

樞 密 院

のと解し、本經濟法案の國會通過を以て、包括的な議決があつたものと解釈して可なりと考へるから、憲法違反とはならない旨答弁があつた。伊沢委員より、御料林が國有となれば、管理が却て不充分となる惧はないかと質し、加藤宮内次官より、御料林における盜伐、地元土地との紛争も少くなつて來てあり、國有に移つた後も支障のない様にした旨答弁があつた。

關屋委員より、社會事業に對する皇室今後の援助の見透しいかん、天皇に私有の不動産があり

得るか、天皇の財産に課税するか及び天皇への進献物を狭く限定するのは不適當ではないか等につき、政府の所見を質し、金森國勢大臣より、天皇の私有物に対する課税は、理論的には考えられるが、内廷費は天皇が國の象徴たるべき特別の地位を充實されるために必要の経費であつて普通の收入とは言えないから、課税はないものと予想される旨、加藤宮内次官より、社会事業の援助については、皇室の経済力が激変し、法制も変化して行くので、從來の如き財政的援助は、困難となる予想である。天皇の私有不動産は考えられない。天皇への進献物の解釈については、餘り窮屈とならないように考えたい旨答弁があつた。

樞密院

松平委員より、第七條の皇位とともに傳わるべき由緒ある物の具体例を問ひ、加藤宮内次官より、三種の神器を始めとし、東山文庫、正倉院の御物等由緒ある物ではあるが、皇位とともに傳わるべきものとしては、目下研究中の旨答弁があつた。

西野委員よりまず、(一)皇室費は予算に計上されるのであり、物を買うことは予算の執行であるから、議会の議決を要するとの解釈は当然には出て来ないと思う、物を買うことは、憲法第八條の「譲受」と解釈すべきではないか、(二)第三條に「予算に計上する皇室費用」とあるが、これは予算に計上しない皇室費用の存することを示す意味であるか、の二点を質し、金森國務大臣より、(一)については、予算に計上されれば、予算の執行としての賣買に関して、列段の規定を要しないとする

樞密院

るのも一つの考え方であるが、憲法第八條を以て皇室の財産に関する取扱を規定した趣旨は、個々の具体財産の移動が、國會の議を経るようにするとか理論的に正しい途であるというに在る。(二)については、憲法第八十八條に所謂皇室の費用は皇室の費用全ての意味ではない、皇室費用には、純公けの費用集團と、純私しの費用集團とを想定し得るのであり、例えば天皇の眼鏡、學問研究の顯微鏡の如きは、私用財産であり、又金銭についても、多年の間に蓄積された内廷

費の余剰は私有財産となる旨答弁があつたが、これに対して、更に同委員より、それでは内廷費の余剰が私財となる根拠は何か、皇室予算の建方はどうなるか及び第四條の内廷費の「定額」と「毎年」とは法律で定めるか、予算で定めるかの諸点を質し、金森國務大臣より、内廷費は定額を以て皇室にお渡しすれば、國は最事干與しない、宮廷費は予算の執行と同様、残余があれば國に返還される。第四條の規定を以て、内廷費の拂切りの意味を示した。予算の組方は、特別會計としな

樞密院

い考えである。第四條の定額は法律で定める旨答弁があつた。

(午後一時十分迄休憩)

伊沢委員より、皇室から例えば恩賜財團濟老会の如きものに寄附ができるかを問ひ、金森國務大臣より、それは金額によつて第二條の規定が働くが、その財源は皇室費から直に賄われることは、当を得ないものと考える旨答弁があつた。潮委員長より、賢所は、由緒ある物かと問ひ、金森國務大臣より、然る旨答弁があつた。

次で潮委員長、皇室経済法の審議を打切り、元号法案を議題に供す。

林(頼)委員より、本法案の立法趣旨を質し、金森國勢大臣より、元号の社会的意義は、時の計算の基準を示すのに在るの、西暦を用いても差支へはないが、他面君主を載く國は、特定の君主との直結を示すために、元号を定めるのが普通であり、又國のものであるという意味に於て法律を以てするの、かゝいと思ふ、元号を定めることは、天皇の権能に入らないので、決定は内閣がする

樞密院

が、天皇治世の元号であるから、詔書による積りである旨答弁があつた。

以上、三件の審議を終了し、潮委員長、政府側の退席を求め、後委員間の協議に入る。

竹越、松平の両委員より、皇室會議及び皇室經濟會議の議員中から衆議院、參議院の各副議長を削除する修正意見があつたが、原案賛成多数で、全会一致可決すべき旨決定した。よつて潮委員長、本日はこれまゝとして閉會を宣す。

(午後二時十分閉會)

皇室典範案帝國議會へ提出の件第三回審査委員会

昭和二十一年十一月二十二日(金曜日)枢密院事務所に於て開会

出席者

清水議長

審査委員長

潮副議長

審査委員

枢密院

林(賴)顧問官

竹越顧問官

伊澤顧問官

関屋顧問官

松平顧問官

西野顧問官

林(毅)顧問官

柳田顧問官

國務大臣

金森國務大臣

説明員

入江法制局長官

佐藤法制局次長

渡邊法制局事務官

諸橋書記官長

高辻事務官

鈴木事務官

(午後一時四十分開会)

樞密院

潮委員長開会を宣し、皇室典範案の訂正部分を議題に供す。

金森國務大臣より皇室典範案の訂正理由の説
明あり、併せて元号法案の撤回に関し、関係方面
との折衝の結果、元号が天皇治世の表現である
關係上、この際、國際間に好ましくならぬ影響を與
える恐れがあり、且つまた元号に関する本來の
制度は、明治元年の行政官布告にあり、又現行典
範第十二條に「明治元年ノ定制ニ從フ」とあつて、
現行典範が効力を失つた後も、もとの布告は有

効と考えられる。以上の二つの理由により、今同
はこれを取止めることとした旨の弁明があつ
て審議に入る。

皇室典範の訂正箇所については質疑なく、元号法
案撤回に關して、関屋、西野、林(毅)の各委員より、撤
回によつて、元号廃止と誤解される惧れがない
かを問ひ、金森國務大臣より、理論的に元号廃止
の論は立たないし、又明治元年の定制の精神は、
元号は天皇一代を單位とするにあるから、新憲
法施行と同時に、これを改めなければならぬい

樞密院

との論も立たないと考える旨答弁があつた。
以上で審議を終了し、潮委員長より、政府側の退
席を求め、委員間にて協議の末、全会一致可決す
べき旨決定す。

よつて潮委員長閉会を宣す。

(午後二時閉会)

皇室経済法案帝國議會へ提出の件第四回審査
委員会

昭和二十一年十二月九日(月曜日)枢密院
事務所にて開会

出席者

清水議長

審査委員長

潮副議長

審査委員

枢密院

林(稔)顧問官

竹越顧問官

伊澤顧問官

関屋顧問官

松平顧問官

西野顧問官

柳田顧問官

闕席者

審査委員

林(毅)顧問官

國務大臣

金森國務大臣

説明員

佐藤法制局次長

井手法制局第一部長

桐山法制局参事官

高尾宮内省文書課長

諸橋書記官長

高辻事務官

樞密院

鈴木事務官

(午後一時四十分開会)

潮委員長開会を宣し、皇室経済法案の訂正箇所を議題に供す。

金森國務大臣より、訂正理由の説明あり、次で関屋委員より、皇室の財産移轉に付する法定額の予定はどうか、又皇族の臣籍降下に際し、多額の皇族費の支給が必要であるか、それは本経済法の決定の以前か後かを問ひ、佐藤法制局次長よ

リ、法定額については額の低い方が五万円、高い方が二十万円から三十万円位となる予想である旨、後者については、高尾宮内省文書課長より、皇族の臣籍降下に関する法制的措置は年内に終える予定であるが、実際措置は新憲法施行前に実現することとなり、従て本経済法によらず、現在の皇室費がその財源となり、金額は本案経済法に準拠して決定し、従来と不釣合にならぬ様に措置し得ると考える旨答弁があつた。以上終つて潮委員長政府側の退席を求め、協議

樞密院

の結果原案可決を決議して閉会を宣す。

(午後二時二十五分閉会)